

◇自動車税

自動車税は、毎年4月1日時点で自動車を所有している人に課される税です。
税額は車種及び排気量などにより定められています。

また、自動車税は、県税事務所から5月上旬に送付される納税通知書により、定められた納期限（通常は5月末日）までに納めていただきます。

なお、軽自動車・オートバイには軽自動車税（市町村税）が課されます。

◇納める額

車種別		年額（円）	自家用			
			標準税率		重課	軽課
			2019年9月以前に新車で登録された自動車	2019年10月以降に新車で登録された自動車		
乗 用 車	電気自動車(燃料電池車を含む)		29,500	25,000		6,500
	総排気量 1ℓ以下		29,500	25,000	33,900	6,500
	” 1ℓ超～1.5ℓ以下		34,500	30,500	39,600	8,000
	” 1.5ℓ超～2ℓ以下		39,500	36,000	45,400	9,000
	” 2ℓ超～2.5ℓ以下		45,000	43,500	51,700	11,000
	” 2.5ℓ超～3ℓ以下		51,000	50,000	58,600	12,500
	” 3ℓ超～3.5ℓ以下		58,000	57,000	66,700	14,500
	” 3.5ℓ超～4ℓ以下		66,500	65,500	76,400	16,500
	” 4ℓ超～4.5ℓ以下		76,500	75,500	87,900	19,000
	” 4.5ℓ超～6ℓ以下		88,000	87,000	101,200	22,000
” 6ℓ超		111,000	110,000	127,600	27,500	

◇自動車税の主な納税方法

① スマートフォン決済アプリでの納税

スマートフォン決済アプリにより、納付書（領収済通知書片）の領収日付印欄下のeL-QR（地方税統一QRコード）を読み取ることで納税できます。

対応しているスマートフォン決済アプリは、「[地方税お支払サイト](#)」をご覧ください。

詳しくは[こちら](#)をご覧ください（納税手続はスマートフォン決済アプリから行います。）。

② クレジットカードでの納税

インターネット環境から、「[地方税お支払サイト](#)」へアクセスし、サイト上で納付書（領収済通知書片）の領収日付印欄下のeL-QR（地方税統一QRコード）を読み取ることで、クレジットカードで納税できます。

納税額に応じたシステム利用料（利用者負担）がかかります。

詳しくは[こちら](#)をご覧ください（納税手続は「[地方税お支払サイト](#)」から行います。）。

③ コンビニエンスストアでの納税

次のコンビニエンスストアの全国の店舗で納税できます。現金のみの取扱いとなります。

セブン-イレブン、ファミリーマート、ミニストップ、ローソン、デイリーヤマザキ等
MMK設置店（MMK端末が設置されているスーパー、ドラッグストア等の店舗）

詳しくは[こちら](#)をご覧ください。

④ 金融機関・県税事務所窓口での納税

金融機関や県税事務所の窓口で納税できます。現金のみの取扱いとなります。

納税可能な金融機関等は[こちら](#)をご覧ください。

※ 「地方税お支払サイト」は令和8年9月に「eLお支払いサイト」に名称変更予定です。

◇問い合わせ先

自動車税に関するお問い合わせは[こちら](#)、

納税に関するお問い合わせは[こちら](#)をご覧ください。

お問い合わせの際には、お名前、住所、自動車の登録番号（ナンバー）などをお知らせください。

※ 税務課ホームページ（[自動車税](#)、[納税について](#)）またはチャットボットもご利用いただけます。